

# 河津町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

河 津 町

# 目次

第1章 総論	1
第1節 計画作成の概要	1
第1 新型インフルエンザ等の対策特別措置法の制定	1
第2 取組の経緯	1
第3 町行動計画の作成	2
第2節 町の責務、計画の位置づけ、構成等	3
第1 町の責務及び計画の位置づけ	3
第2 町行動計画の構成	4
第3 町行動計画の対象とする感染症	5
第3節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	6
第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	7
第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	8
第4 流行規模及び被害想定等	9
第5 対策推進のための役割分担	11
第6 町行動計画の基本7項目	13
第7 発生段階	22
第2章 各段階における対策	26
第1節 未発生期	26
第1 想定状況等	26
第2 実施体制	26
第3 サーベイランス・情報収集	27
第4 情報提供・共有	27
第5 予防・まん延防止	28
第6 予防接種	28
第7 医療	29
第8 住民生活・地域経済の安定の確保	29
第2節 海外発生期	30
第1 想定状況等	30
第2 実施体制	30
第3 サーベイランス・情報収集	30
第4 情報提供・共有	30
第5 予防・まん延防止	31
第6 予防接種	31
第7 医療	31

第8	住民生活・経済活動の安定の確保	31
第3節	国内発生早期	32
第1	想定状況等	32
第2	実施体制	32
第3	サーベイランス・情報収集	33
第4	情報提供・共有	33
第5	予防・まん延防止	33
第6	予防接種	34
第7	医療	35
第8	住民生活・地域経済の安定の確保	35
第4節	国内感染期	36
第1	想定状況等	36
第2	実施体制	37
第3	サーベイランス・情報収集	37
第4	情報提供・共有	37
第5	予防・まん延防止	38
第6	予防接種	39
第7	医療	39
第8	住民生活・地域経済の安定の確保	39
第5節	小康期	41
第1	想定状況等	41
第2	実施体制	41
第3	サーベイランス・情報収集	41
第4	情報提供・共有	42
第5	予防・まん延防止	42
第6	予防接種	42
第7	医療	42
第8	住民生活・地域経済の安定の確保	42

## 第1章 総論

### 第1節 計画作成の概要

#### 第1 新型インフルエンザ等の対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関<sup>1</sup>、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

#### 第2 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成されて以来、数次の部分的な改定が行われ、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人<sup>2</sup>であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまり、この対策実施を通じて、多くの知見や教訓等が得られた。

その一方で、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）において

<sup>1</sup> 指定公共機関：独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機関の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

指定地方公共機関：都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

<sup>2</sup> 平成22年（2010年）9月末の時点でのもの。

も一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生、まん延する場合に備えるため、国は、平成 23 年 9 月に新型インフルエンザ対策行動計画の改定を行った。また、平成 25 年 4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を施行するに至った。

国は、特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。また、静岡県は特措法第 7 条に基づき、平成 25 年 9 月「静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

### 第 3 町行動計画の作成

感染症対策に係る国及び県の動きを受け、本町においても新型インフルエンザ等の脅威から町民の生命・健康を保護するため、町内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や県と連携のもと、本町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するため、政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）及び県行動計画に基づき、「河津町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成することとした。

なお、政府行動計画及び県行動計画については、今後の新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとされているため、本町行動計画についても必要に応じて改定するものとする。

## 第2節 町の責務、計画の位置づけ、構成等

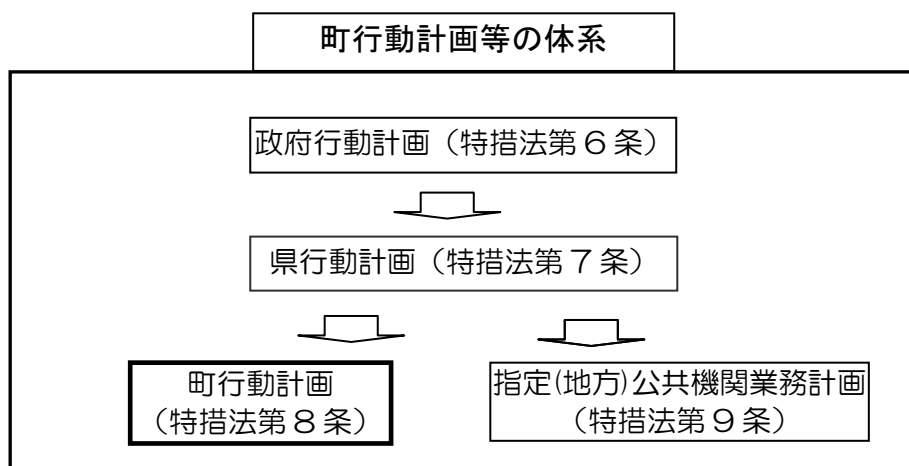
### 第1 町の責務及び計画の位置づけ

#### 1 町の責務

責務の内容	国、県、他の市町及び指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特措法その他の法令</li> <li>・ 政府行動計画</li> <li>・ 新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針<sup>3</sup>」という。）</li> <li>・ 政府ガイドライン</li> <li>・ 県行動計画</li> </ul>

#### 2 町行動計画の位置づけ

本町は、その責務にかんがみ、特措法及び感染症法の規定に基づき、町行動計画を作成する。



<sup>3</sup> 特措法第18条。基本的対処方針については、新型インフルエンザ等の発生状況に関する事実、当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定めるものとする。

### 3 町行動計画に定める事項

町行動計画においては、特措法第8条に基づき、町内における以下に掲げる事項について定める。

(1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
(2) 本町が実施する次に掲げる措置に関する事項 ア 新型インフルエンザ等に関する情報の町民及び事業者への適切な方法による提供 イ 住民接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ウ 生活環境の保全その他の住民生活及び地域経済の安定に関する措置
(3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
(4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する県や他の市町その他の関係機関との連携に関する事項
(5) 新型インフルエンザ等対策に関し町長が必要と認める事項

### 第2 町行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策は、発生等の状況に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

町行動計画は、政府行動計画、政府ガイドライン及び県行動計画に基づき作成するものとされており、町行動計画に総論と各段階における対策の2章構成とし、第2章は、5つの発生段階に分類して記載する。

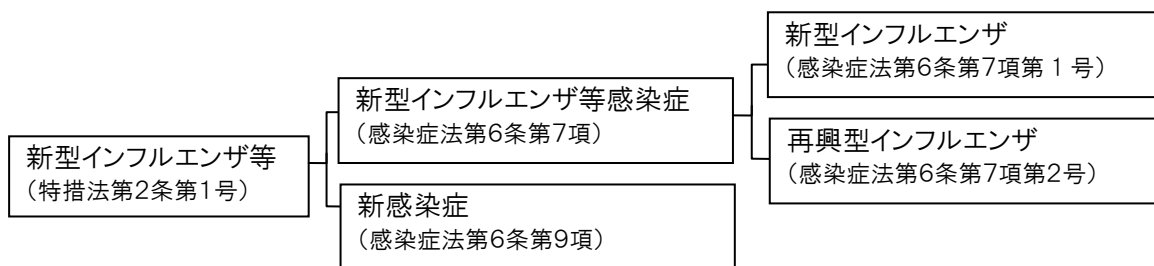
なお、各発生段階は、想定状況とともに、後述する主要項目ごとに記載する。

<p>〔構成〕</p> <p>第1章 総論</p> <p>第2章 各段階における対策</p> <p>  第1節 未発生期</p> <p>  第2節 海外発生期</p> <p>  第3節 国内発生早期</p> <p>  第4節 国内感染期</p> <p>  第5節 小康期</p>	<p>〔主要項目〕</p> <p>① 実施体制</p> <p>② サーベイランス・情報収集</p> <p>③ 情報提供・共有</p> <p>④ 予防・まん延防止</p> <p>⑤ 予防接種</p> <p>⑥ 医療</p> <p>⑦ 住民生活・地域経済の安定の確保</p>
---	---

### 第3 町行動計画の対象とする感染症

町行動計画の対象とする新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ<sup>4</sup>」という。）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症<sup>5</sup>で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



<sup>4</sup> 新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第1号）：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号）：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

<sup>5</sup> 新感染症（感染症法第6条第9項）：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。



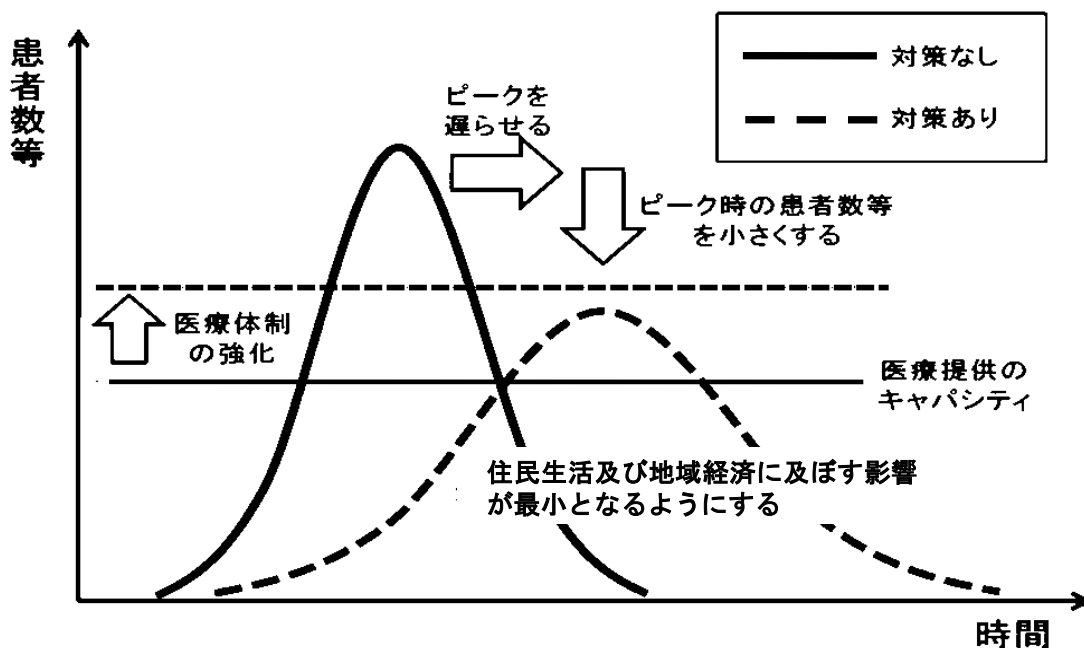
### 第3節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

#### 第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本町への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが患するものだが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭におきつつ、本町は新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
①感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
②流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。
③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
①地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
②事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務及び住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〔対策効果の概念図〕



## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示しており、町の対策は、この考え方に基づいて行うものとする。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、我が国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの内から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、水際対策<sup>6</sup>の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

<sup>6</sup>水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない

- 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS<sup>7</sup>のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画又は業務計画に基づき、国、県、他の市町、指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### 1 基本的人権の尊重

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等の周知を行う場合、具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

<sup>7</sup> 平成15年4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置づけられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置づけ。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律案が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置づけられた。なお、現在は二類感染症として位置づけられている。

## 2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置（以下「緊急事態措置」という。）を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

## 3 関係機関相互の連携協力の確保

河津町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、静岡県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、町対策本部長は必要に応じて県対策本部長に所要の総合調整を行うよう要請する。

## 4 記録の作成・保存

本町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

# 第4 流行規模及び被害想定等

## 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得ることから、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

町行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値を示しており、本町にあてはめると次のとおり推計されるが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

なお、被害想定については、現時点において科学的知見が十分とは言えないことから、今後、国による最新の科学的知見の収集により、必要に応じて見直しが必要となる。

新型インフルエンザ患者数の推計

	全国		静岡県		河津町	
医療機関 受診患者数	約 1,300 万人～約 2,500 万人		約 38 万 2 千人～約 73 万 5 千人		約 810 人～約 1, 570 人	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約 1 万 6 千人	約 5 万 9 千人	約 30 人	約 130 人
死者数	約 17 万人	約 64 万人	約 5 千人	約 1 万 9 千人	約 10 人	約 40 人
1 日当たり の最大入院 患者数 <sup>8</sup>	約 10.1 万人	約 39.9 万人	約 3 千人	約 1 万 2 千人	約 10 人	約 30 人

※河津町の推計は、平成 22 年国勢調査から試算

《想定》

- ・全人口の 25%が新型インフルエンザにり患
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致命率 0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致命率 20%（スペインインフルエンザのデータ）と想定
- ・入院患者数、死亡者数、1 日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
- ・1 日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果
- ・この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

## 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- ・町民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は、1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間<sup>9</sup>）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%<sup>10</sup>程と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施

<sup>8</sup> 流行発生から 5 週目と推計される

<sup>9</sup> アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。

<sup>10</sup> 2009 年に発生した新型インフルエンザ(A-H1N1)のピーク時にり患した者は町民の 1%（推計）

設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 第5 対策推進のための役割分担

国、県、市、医療機関、指定(地方)公共機関、登録事業者、一般の事業者及び市民は、発生前の準備及び発生時に、おおむね以下に掲げる新型インフルエンザ等対策を実施する。

### 1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### 2 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

### 3 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

#### 4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### 5 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### 6 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### 7 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### 8 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第6 町行動計画の基本7項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 予防接種」、「(6) 医療」、「(7) 住民生活・地域経済の安定の確保」の7項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### 1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の住民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、地域の社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、全町的な危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本町は国、県、他の市町、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて有識者等からの意見を聴取し、事前準備の進捗の確認、関係部署間等の連携確保等を行う。さらに、国、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言<sup>11</sup>（以下「緊急事態宣言」という。）がなされたときは、特措法及び河津町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第10号）に基づき直ちに町対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

なお、県が行う会議等に必要に応じて参画し、賀茂地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、情報共有及び連携体制を構築する。

#### (1) 町対策本部の組織

##### ア 構成

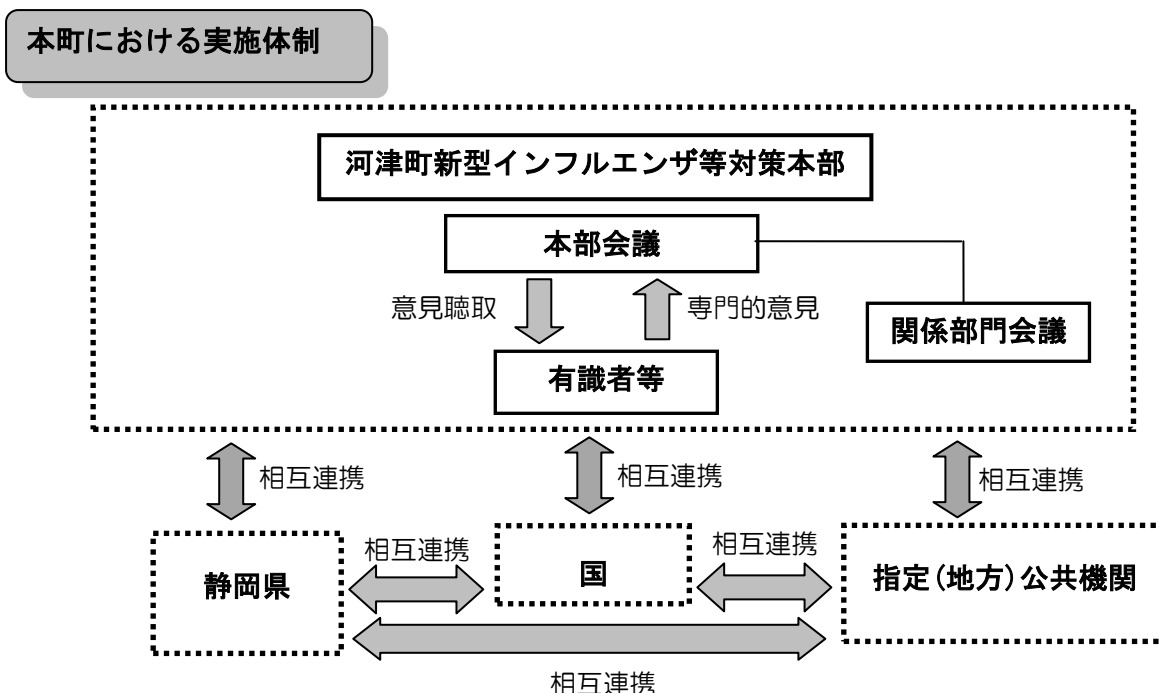
- ・ 本部長：町長
- ・ 本部員：副町長、教育長、消防団長、各課(室・局)長、その他町職員のうち町長が任命する者（副本部長は本部員の中から町長が指名）
- ・ 事務局：保健福祉課

##### イ 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ様発生動向の把握に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ様の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 町内における新型インフルエンザ様に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・ 町内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、他の市町、関係機関等との連絡調整に関すること。
- ・ 住民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・ その他町対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

<sup>11</sup>緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。なお、講じられる緊急事態措置は、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。（特措法第32条）





## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげるとともに、サーベイランスの結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、以下は新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

### (2) 海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階

本町は、県等と連携して患者の全数把握の情報や国が行う臨床像等の特徴の把握に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### (3) 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

本町は、県等と連携して入院患者及び死亡者に限定した情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

### (4) 情報の活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、本町における体制整備等に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

### (5) 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

本町は、県等と連携して動物の間での発生の動向に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

## 3 情報提供・共有

### (1) 情報提供・共有の目的

本町の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本町、国、県、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、本町、国、県、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

### (2) 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### (3) 発生前における町民等への情報提供

本町は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、町教育委員会と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供する。

### (4) 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。

また、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えるとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はない）から、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### （5）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

## 4 予防・まん延防止

### （1）予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### （2）主なまん延防止対策

#### ア 個人における対策

県が県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行った場合、本町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力するとともに、町民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合、本町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### イ 地域・職場における対策

県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、本町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ その他

海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

## 5 予防接種

### (1) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (2) 特定接種

#### ア 特定接種とは

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

#### イ 対象となり得る者

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

であり、その範囲、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項を示すとしている。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者は国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる当該地方公務員の所在する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。本町職員については、本町が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

### (3) 住民接種

#### ア 住民接種の種類

##### ① 臨時の予防接種

特措法において、緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

##### ① 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

#### イ 対象者の区分

政府行動計画では、住民接種の接種順位等について、4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、事前に下記のような基本的な考え方が整理されている。しかし、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

I 群 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

①基礎疾患を有する者 ②妊婦

II 群 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

III 群 成人・若年者

IV 群 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

#### ウ 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国が決定することとなる。

重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方に基づく接種順位	
a	<p>成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合</p> <p>医学的ハイリスク者&gt;成人・若年者&gt;小児&gt;高齢者 の順で重症化しやすいと仮定</p> <p>① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④ 高齢者</p>
b	<p>高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合</p> <p>医学的ハイリスク者&gt;高齢者&gt;小児&gt;成人・若年者 の順で重症化しやすいと仮定</p> <p>① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者</p>
c	<p>小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合</p> <p>医学的ハイリスク者&gt;小児&gt;高齢者&gt;成人・若年者 の順で重症化しやすいと仮定</p> <p>① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者</p>

我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方に基づく接種順位	
a	<p>成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合</p> <p>医学的ハイリスク者&gt;成人・若年者&gt;高齢者 の順で重症化しやすいと仮定</p> <p>① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者</p>
b	<p>高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合</p> <p>医学的ハイリスク者&gt;高齢者&gt;成人・若年者 の順で重症化しやすいと仮定</p> <p>① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者</p>

重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方に基づく接種順位	
a	<p>成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合</p> <p>成人・若年者&gt;高齢者 の順で重症化しやすいと仮定</p> <p>① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者</p>
b	<p>高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合</p> <p>高齢者&gt;成人・若年者 の順で重症化しやすいと仮定</p> <p>① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者</p>

## エ 接種体制

住民接種については、本町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

### (4) 医療関係者に対する要請

本町は、予防接種を行うため必要に応じて、県に対して医療関係者に対する協力を要請するよう依頼する。

## 6 医療

本町は、県が医療等に関して実施する対策等に対して、県等からの要請に応じ適宜、協力する。

### (1) 医療等に関する県の対策

#### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

#### イ 医療体制の整備

- ① 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収集・提供などについて十分検討する。
- ③ 医療機関、医療団体や市町など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

#### ウ 発生前における医療体制の整備

- ① 二次医療圏を単位に保健所を中心として、地域の医師会、地域の薬剤師会、地域の中核的医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる連絡会議等を設置する。
- ② 保健所は、連絡会議等の構成員等の協力を得て、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。
- ③ 保健所は、感染症病床等の利用計画を事前に作成する。
- ④ 保健所は、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を作成しておくとともに、在宅療養の支援体制を整備する。

#### エ 海外発生期から県内発生早期における医療体制の維持・確保

- ① 保健所は「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」において情報提供を行う。

- ② 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行う。
- ③ 病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等への入院措置を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、国が発信する発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。
- ⑥ 医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

#### オ 県内感染期における医療体制の維持・確保

- ① 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
- ② 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。

#### カ 医療関係者に対する要請・指示、補償

- ① 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うための必要があると認めるときは、県は、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる。
- ② 県は、国と連携して要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実績を弁償する。
- ③ 医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償する。

#### キ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 抗インフルエンザ薬を、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しつつ、国の方針に基づき計画的かつ安定的に備蓄する。

## 7 住民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの住民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族のり患等により、住民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。



このため、新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、本町は、国や県等の関係機関と連携を図り、特措法に基づき事前の準備を十分準備を行うことが重要である。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、国、県等と連携して働き掛ける。

## 第7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

国全体での発生段階は、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類し、発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部により決定される。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとされており、本町においては、町行動計画で定められた対策を県が定める6つの発生段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

### <発生段階とその状態>

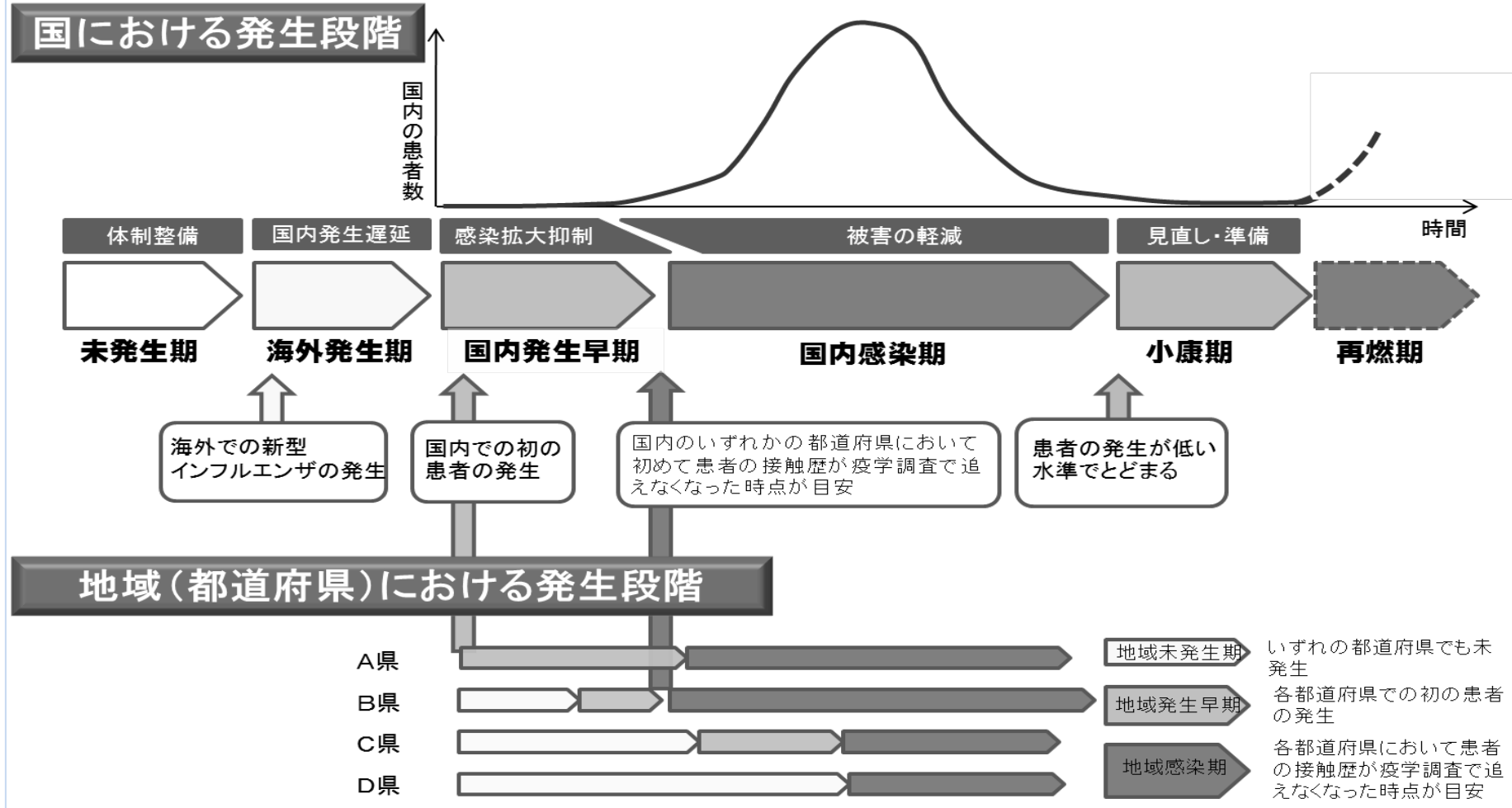
発生段階	状態
未発生期	○新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況
海外発生期	○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
国内発生早期	○国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態  静岡県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

<p>国内感染期</p>	<p>○国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>静岡県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</li> <li>・県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</li> <li>・県内感染期：県内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> </ul> <p>※感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む</p>
<p>小康期</p>	<p>○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</p> <p>○大流行はいったん終息している状態</p>

(政府行動計画を一部改変)

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

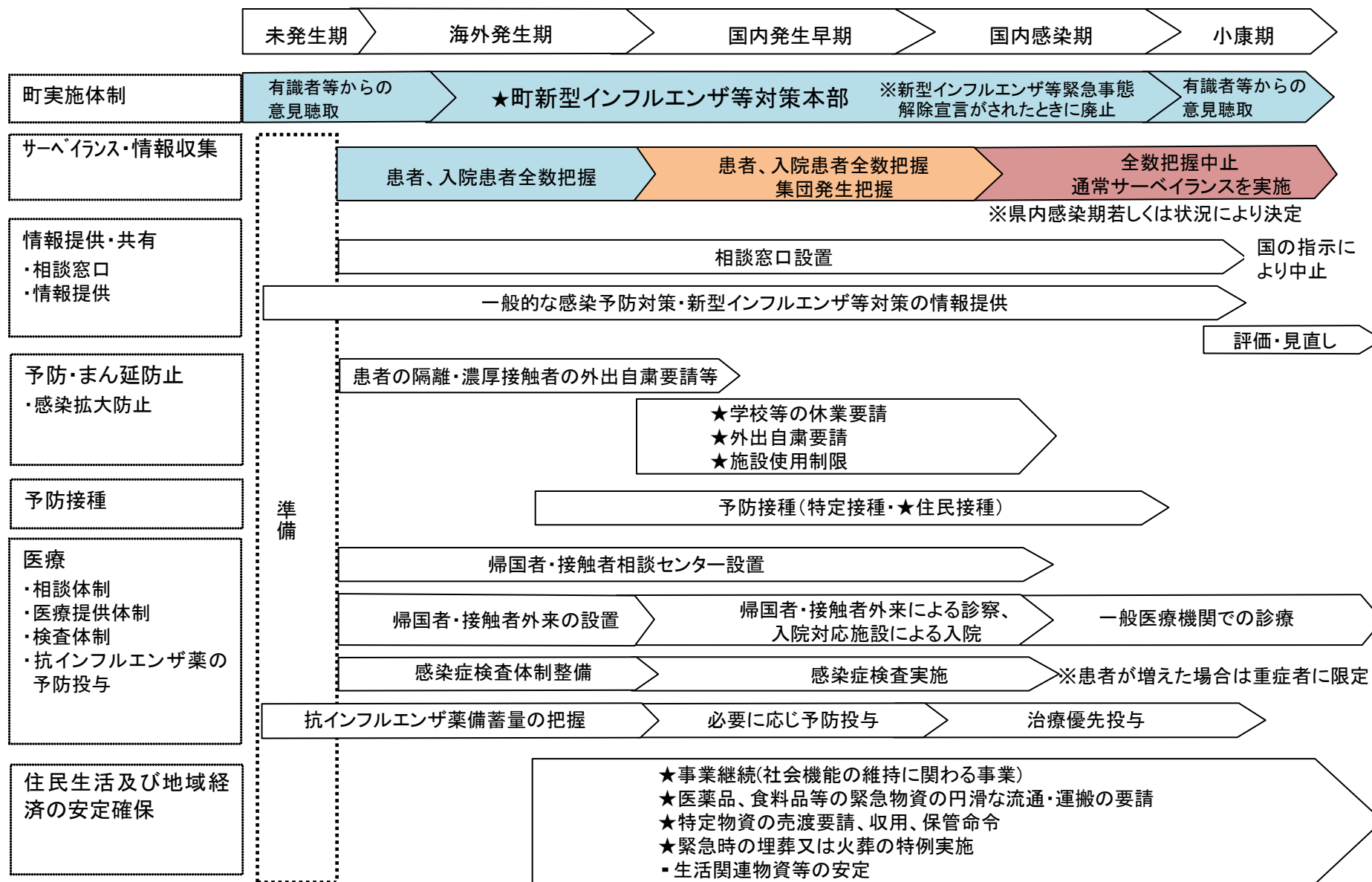
地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



<政府行動計画を引用>

＜新型インフルエンザ等対策の流れ＞

★は緊急事態宣言時



## 第2章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、基本7分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、町計画実施手順等に定めることとする。

### 第1節 未発生期

#### 第1 想定状況等

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発生に備えて国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。</li> <li>②発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。</li> <li>②新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li> <li>③国、県、WHO等の国際機関等からの情報収集等を行う。</li> </ul>

#### 第2 実施体制

##### 1 町行動計画等の作成・見直し

本町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務計画等を作成し、必要に応じて見直す。

##### 2 体制整備及び連携強化

- (1) 本町は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段及びマニュアル等を整備する。
- (2) 本町は、国、県、他の市町、指定(地方)公共機関、指定(地方)行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認を行い、訓練の実施に努める。

### 第3 サーベイランス・情報収集

#### 1 情報収集

本町は、国、県、WHO 等の国際機関等を通じて新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。

#### 2 通常のサーベイランス

本町、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告(学級・学校閉鎖等)を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

#### 3 調査研究

本町は、必要に応じて、国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修や他市町等との連携等の体制整備を図る。

### 第4 情報提供・共有

#### 1 継続的な情報提供

- (1) 本町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- (2) 本町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

#### 2 体制整備等

- (1) 本町は、新型インフルエンザ等発生時に、県との連携の下に行う、発生状況に応じた町民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体)や、時期(定期、臨時等)及び媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- (2) 本町は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- (3) 国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- (4) 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口の設置、周知等の準備を進める。

## 第5 予防・まん延防止

### 1 個人における対策の普及

本町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター<sup>12</sup>に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

### 2 地域対策・職場対策の周知

- (1) 本町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- (2) 本町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

## 第6 予防接種

### 1 対策実施のための準備

#### (1) 個人における対策の普及

本町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

### 2 特定接種体制の構築

本町は、国の要請を受け、町職員に対する特定接種の接種体制を構築する。

### 3 住民接種体制の構築

- (1) 本町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- (2) 本町は、国及び県の技術的な支援<sup>13</sup>を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- (3) 本町は、国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに接種することができるよう、賀茂医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

<sup>12</sup> 海外発生期から国内発生早期までの間設置することとなっている。

<sup>13</sup> 国における支援は、工夫事例等を含めた手引きの作成が、県における支援は、住民接種のための医療機関や医療従事者の確保に関する広域的な調整、効率的なワクチン供給の調整の体制整備等についての要請があった場合の協力等が想定されている。

## 第7 医療

### 1 地域医療体制の整備

本町は、地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした地域医療体制の整備を推進する。

## 第8 住民生活・地域経済の安定の確保

### 1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者<sup>14</sup>への生活支援の準備

本町は、国の要請に基づき、県と連携し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

### 2 火葬能力等の把握

本町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため県が進める体制整備に、国と共に連携して取り組む。

### 3 物資及び資材の備蓄等

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

---

<sup>14</sup> 要援護者については、政府有識者会議中間とりまとめ（平成25年2月7日）の「社会的弱者への支援について」に、その対象者は、「家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助なしでは日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいたり、家族が近くにいる場合や、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。」とされている。



## 第2節 海外発生期

### 第1 想定状況等

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。</li> </ul>
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①町内発生に備えて情報収集や相談体制の整備を行う。</li> <li>②海外発生に関する情報を収集し、町民等に対し適確な情報提供を行う。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置をとる。</li> <li>②海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を収集する。</li> <li>③県内発生した場合には早期に発見できるよう、サーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>④基本的対処方針等に基づき、県内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、医療機関、事業者、町民に県内発生に備えた準備を促す。</li> </ul>

### 第2 実施体制

- (1) 本町は、国が決定する基本的対処方針及び県の対策に基づき、町内における対処方針を決定する。
- (2) 本町は、基本的対処方針及び県の対策が変更された場合は、町内における対処方針を変更する。

### 第3 サーベイランス・情報収集

#### 1 情報収集

本町は、国、県、WHO 等の国際機関等を通じて新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する情報を収集する。

#### 2 国内サーベイランスの強化等

本町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、集団発生の状況を県へ報告する。県は、国が引き続き行うインフルエンザに関する通常のサーベイランスに協力する。

### 第4 情報提供・共有

#### 1 情報提供

本町は、国及び県が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を町民に対し周知する。

## 2 情報共有

本町は、メール等により、国、県、関係機関等と、対策の理由、プロセス等を共有する。

## 3 相談窓口の設置

- (1) 本町は、国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、町民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置し、国が示すQ & A等を活用して、適切な情報提供を行う。
- (2) 本町は、住民から相談窓口寄せられる問い合わせ、国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、その後の情報提供に反映する。

## 第5 予防・まん延防止

### 1 感染症危険情報の提供等

本町は、県等と連携し新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合若しくは確認された場合、国が発出する感染症危険情報等について、町民に周知する。

## 第6 予防接種

### 1 特定接種の実施

本町は、国、県等と連携して、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

### 2 住民接種

本町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行う。

## 第7 医療

### 1 地域医療体制の整備

本町は、引き続き地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした地域医療体制の整備を推進する。

## 第8 住民生活・経済活動の安定の確保

### 1 遺体の火葬・安置

本町は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

### 第3節 国内発生早期

#### 第1 想定状況等

想定状況	<p>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 《県内未発生期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 《県内発生早期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>※海外で確認後、日本国内そして県内に感染が拡大していくとは限らず、日本国内、県内で初めて新型インフルエンザ等が確認される可能性もある。</p>
対策の目標	<p>①町内での感染拡大をできる限り抑える。 ②患者に適切な医療を提供する。 ③感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
対策の考え方	<p>①感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、感染対策等を行う。緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。 ②医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 ③新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状を有する多数のものが医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療重要への対応を行う。 ④県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、住民生活・地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ⑤住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

#### 第2 実施体制

- (1) 本町は、国が決定した基本的対処方針及び県の対策を踏まえ、県内発生早期の対策を確認し実施する。
- (2) 本町は、町の行う対策、国が決定した基本的対処方針及び県の対策を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

#### 緊急事態宣言がされている場合

- (3) 本町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、県に対して緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針、県の対策及び町行動計画に基づき必要な対策を実施する。
- (4) 本町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

### 第3 サーベイランス・情報収集

#### 1 情報収集

本町は、国、県、WHO 等の国際機関等を通じて国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。

#### 2 サーベイランスの強化

本町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

### 第4 情報提供・共有

#### 1 情報提供

- (1) 本町は、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び県内、町内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- (2) 本町は、特に、住民一人ひとりगतるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- (3) 本町は、町民から相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

#### 2 情報共有

本町は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有する。

#### 3 相談窓口の体制充実・強化

本町は、国が示す、状況の変化に応じた Q&A の改訂版を活用し、国の要請を受け、本町の相談窓口の体制を充実・強化する。

### 第5 予防・まん延防止

#### 1 県等との連携による町民・事業所等への要請

- (1) 本町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- (2) 本町は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- (3) 本町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保

- 育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (4) 本町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- (5) 本町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における、感染対策を強化するよう要請する。

### 緊急事態宣言がされている場合

※県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。本町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

- (6) 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- (7) 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- (8) 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## 第 6 予防接種

### 1 特定接種の実施

本町は、国と連携して、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。

### 2 住民接種の実施

本町は、国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

**緊急事態宣言がされている場合****3 住民接種の実施**

本町は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

**第 7 医療****1 地域医療体制の整備**

本町は、引き続き地域の関係者と密接に連携を図り、保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした地域医療体制の整備を推進する。

**第 8 住民生活・地域経済の安定の確保****1 遺体の火葬・安置**

本町は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

**緊急事態宣言がされている場合****2 生活関連物資等の価格の安定等**

本町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

**3 水の安定供給**

水道事業者である本町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 第4節 国内感染期

## 第1 想定状況等

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>《県内未発生期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</li> <li>《県内発生早期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> <li>《県内感染期》 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。</li> </ul> </li> </ul>
対策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①医療体制を維持する。</li> <li>②健康被害を最小限に抑える。</li> <li>③住民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。</li> <li>②状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>③流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。</li> <li>④医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>⑤欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・地域経済の影響を最大限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>⑥受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>⑦状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul>

## 第2 実施体制

- (1) 本町は、基本的対処方針及び県の対策の変更に伴い、町の対処方針を変更し、町民に周知する。

### 緊急事態宣言がされている場合

- (2) 本町は、緊急事態宣言がなされたときは、直ちに町対策本部を設置する。
- (3) 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## 第3 サーベイランス・情報収集

### 1 情報収集

本町は、新型インフルエンザ等の対策等について、引き続き、国等を通じて必要な情報を収集する。

### 2 サーベイランス

本町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

## 第4 情報提供・共有

### 1 情報提供

- (1) 本町は、引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- (2) 本町は、引き続き、住民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- (3) 本町は、引き続き、町民から相談窓口寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

### 2 情報共有

本町は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により双方向の共有をする。

### 3 相談窓口の継続

本町は、国が作成する、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、本町の相談窓口を継続する。



## 第5 予防・まん延防止

- (1) 本町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- (2) 本町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- (3) 本町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- (4) 本町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- (5) 本町は、県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

### 緊急事態宣言がされている場合

- ※県は、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。本町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- (6) 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
  - (7) 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
  - (8) 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・地域経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

## 第6 予防接種

### 1 特定接種の実施

本町は、国と連携して、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により行う特定接種を進める。

### 2 住民接種の実施

本町は、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 緊急事態宣言がされている場合

### 3 住民接種の実施

本町は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## 第7 医療

### 1 患者への対応等

本町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

## 第8 住民生活・地域経済の安定の確保

### 1 遺体の火葬・安置

本町は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

#### 緊急事態宣言がされている場合

### 2 生活関連物資等の価格の安定等

(1) 本町は、住民生活及び地域経済の安定の確保のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

(2) 本町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(3) 本町は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

### 3 要援護者への生活支援

本町は、国の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 4 埋葬・火葬の特例等

- (1) 本町は、国の要請に基づき、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- (2) 本町は、国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

#### 5 水の安定供給

水道事業者である本町は、当該事業を継続するために別に定める計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 第5節 小康期

### 第1 想定状況等

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・大流行はいったん終息している状況。 ※今後、流行が再燃(流行の次波が再来)する可能性と、結果的にそのまま流行が終息する可能性がある。</li> <li>・国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示)<sup>15</sup>を行う。</li> </ul>
対策の目標	①住民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>②第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。</li> <li>③情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>④第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ul>

### 第2 実施体制

#### 1 対策の評価、見直し

本町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて町行動計画等の見直し等を行う。

#### 2 町対策本部の廃止

本町は、国が、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行ったときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

### 第3 サーベイランス・情報収集

#### 1 情報収集

本町は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、引き続き、国、県等を通じて必要な情報を収集する。

#### 2 サーベイランス

本町は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、県へ報告する。

<sup>15</sup> 特措法第32条第5項、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

## 第4 情報提供・共有

### 1 情報提供

- (1) 本町は、県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、町民に対し引き続き適宜必要な情報を提供する。
- (2) 本町は、町民から相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供する。

### 2 情報共有

本町は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

### 3 相談窓口の縮小

本町は、国等からの要請を受け、状況を見ながら、相談窓口の体制を縮小する。

## 第5 予防・まん延防止

本町は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

## 第6 予防接種

### 1 住民接種の実施

本町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 緊急事態宣言がされている場合

### 2 住民接種の実施

本町は、国及び県と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

## 第7 医療

### 1 医療体制

本町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。

## 第8 住民生活・地域経済の安定の確保

#### 緊急事態宣言がされている場合

### 1 緊急事態措置の縮小・中止

本町は、国及び県と連携し、町内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。